

栃木県障害福祉計画（第四期計画）

（概要版）

第1章 栃木県障害福祉計画（第四期計画）策定の趣旨等

1 計画策定の目的及び趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込み量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

なお、本計画は、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年厚生労働省告示第231号）」に即して策定しています。

2 根拠法令

障害者総合支援法第89条第1項

3 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とします。

4 区域の設定

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域は、栃木県障害者計画で設定した障害保健福祉圏域と同一の6つの圏域を設定します。

圏域名	構成市町名
宇都宮（1市）	宇都宮市
県西（2市）	鹿沼市、日光市
県東（1市4町）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南（3市3町）	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県北（5市4町）	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛（2市）	足利市、佐野市

5 計画の達成状況の点検及び評価（PDCAサイクルの導入）

目標値等について、少なくとも年1回は実績の把握、分析及び評価を行い、必要があるときは、事業の見直し等の措置を講じます。また、中間評価の際には、栃木県自立支援協議会及び栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第2章 栃木県障害福祉計画（第四期計画）

I 平成29年度の目標値

1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

本県の実情を踏まえつつ、地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設に入所している障害者のうち、平成29年度末までにグループホームや一般住宅等に移行する者の目標値を次のとおり定めます。

項目		数値	考え方
H26. 3. 31 時点の入所者数 (A)		2,204 人	都民施設※を除いた、福祉施設の定員総数
29 年 度 目 標 値	地域移行者数 (平成29年度末までの累計)	150 人	(A) の約7%
	入所者数 (B)	2,154 人	都民施設を除いた、福祉施設の定員総数
	削減数 (A - B)	50 人	(A) の約2%

※ 東京都民が入所することを目的として設置された施設（都民施設）については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標値からは除くこととします。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

病状的には退院可能であっても、地域での受入条件が整わない等の様々な要因で、1年以上入院している患者（以下「長期在院者」という。）への更なる取組として、新規の入院患者について早期の地域生活への移行を推進するため、目標値を次のとおり設定します。

- ◇ 平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とします。
- ◇ 平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とします。
- ◇ 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から15%以上削減します。

区分	平成24年6月末時点	平成29年6月末時点	削減率
長期在院者数	3,401 人	2,874 人	約15%

3 地域生活支援拠点等の体制整備

国が示した地域生活支援拠点のイメージを基に、地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みとともに、本県の各地域で必要とされる機能を持つ体制を整備します。

【地域生活支援拠点として想定される主な機能】

- ◇ 地域移行・地域定着を専門とする相談支援
- ◇ グループホームの体験利用
- ◇ 地域生活者の必要に応じた短期入所受入

【整備方針】

- ◇ 平成29年度末までに、障害保健福祉圏域ごとに1つ以上の地域生活支援拠点の体制を整備します。
- ◇ 既存の事業所等に併設する形や複数の事業所が機能を分担する面的な体制も可能とします。

4 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進め、平成29年度末の目標値を次のとおり設定します。

【福祉施設から一般就労への移行に関する目標値】

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	328人	平成24年度実績164人の2倍
就労移行支援事業の利用者数	9,530人	平成25年度実績5,956人の1.6倍
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上	

II 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

県内の各市町における平成27年度から29年度までの障害福祉サービス等の種類（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援、児童福祉法関係）ごとの見込量の積算結果。

III 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置

1 サービスの提供に係る人材の養成と確保

(1) 相談支援従事者研修の実施

質の高いケアマネジメントを実践できる相談支援員を養成するため、初任者・現任（更新）・専門コース別・相談支援リーダー養成の研修を実施します。

(2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を行う事業者の指定

これまで県が実施してきた研修により、事業所数に見合う数のサービス管理責任者等が養成されたことから、今後は、資格取得研修等を行う事業者を指定し、サービス管理責任者等を維持確保していきます。

(3) 介護職員等による喀痰吸引等のための研修の実施

喀痰吸引等研修事業の実施により、たんの吸引や経管栄養の医療行為を行うことのできる介護職員等の拡大を図ります。

(4) 強度行動障害支援者養成研修の実施

強度行動障害の予防と適切な支援ができる人材の養成を行うことで、サービスの質の向上及び拡大を図り、家族や支援者の負担軽減、強度行動障害を有する人の危険を伴う行動の減少、障害者への虐待防止、権利擁護に繋げ、地域の支援体制の整備を図ります。

2 障害者に対する虐待の防止等

(1) 障害者虐待の防止の取組

「市町障害者虐待防止センター」や県に設置した「障害者権利擁護センター」を中心として、障害者福祉施設、労働局等関係機関との連携協力体制の整備を図るとともに、県民に対する障害者虐待の通報義務等の普及啓発を行います。また、相談窓口職員の資質向上を図るための研修を実施します。

(2) 障害者の権利擁護の取組～成年後見制度の利用促進～

障害福祉サービス事業所等の支援者に対して成年後見制度の研修を行うとともに、市町村長申立ての有効活用など成年後見制度利用の促進を図ります。

IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 栃木県自立支援協議会と障害者相談支援体制推進事業

栃木県自立支援協議会において、市町の自立支援協議会等の活動と連携しながら、相談支援体制や相談支援に係る人材育成に関する課題の把握や評価を行います。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）の設置に向けて、基幹センターに従事可能な人材の養成や設置する場合の市町間の調整等を行います。なお、基幹センターが各地域に設置されるまでの間、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、相談支援機関等に対するスーパーバイズや地域自立支援協議会運営への支援等を行います。

2 障害者就業・生活支援センター事業

各障害保健福祉圏域に設置した「障害者就業・生活支援センター」において、障害者やその家族からの相談等に応じ、就職した職場への定着支援、金銭管理・健康管理等に関する支援など、職業生活全般にわたる支援を行います。

3 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者に対する支援を総合的に行う「発達障害者支援センター(ふぉーゆう)」において、地域の人材を育成するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関に対して専門的な支援を行います。児童期においては、市町や医療機関等と連携して、障害の早期発見や適切な療育機関へつなぐなど総合的な支援を実施します。青年・成人期の多様な相談に対応するため、障害保健福祉圏域を基本とする広域の支援体制を充実させるとともに、指定相談支援事業者や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、生活や就労に関するきめ細かな支援を実施します。

4 高次脳機能障害支援普及事業

とちぎリハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害支援拠点機関を中心に、専門的な相談支援や支援手法に関する研修等を行い人材の育成に努めるとともに、保健、医療、福祉、労働等の関係機関による地域を軸とした支援ネットワークの構築を図り、高次脳機能障害者やその家族を支援します。

5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、医療、福祉、地域の行政等の関係者による市町の枠を超えた広域的な調整のもと連携できる支援体制の構築を推進します。また、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）と併せて、ピアサポートの活用により、入院患者の減少や地域生活への移行、地域生活を継続するための支援を推進します。

6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業

「とちぎ視聴覚障害者情報センター」や関係団体と連携しながら、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）を養成するとともに、その派遣を推進します。

7 子ども若者・ひきこもり対策推進事業

ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター」と、関係機関が事例研究や情報交換を行う場である栃木県子ども・若者支援地域協議会を運営し、相談支援を実施します。

8 難病相談支援センター事業

地域で生活する難病患者の日常生活における相談支援、地域交流会活動の促進及び就労支援などを行う相談機関として「とちぎ難病相談支援センター」を運営します。当センターでは、難病患者やその家族の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。

V 障害児支援のための基盤整備

国において「今後の障害児支援の在り方について」の検討が行われ、平成26年7月16日に報告書が示されました。県においては、その報告書の方向性を踏まえながら、次のとおり、障害児支援のための基盤整備に取り組んでいきます。

- 児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備
- 子育て支援に係る施策との連携
- 教育との連携
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 障害児通所支援及び障害児入所支援の体制の整備

VI 圏域ビジョン

障害保健福祉圏域ごとに障害福祉サービス等の見込量及び事業所の指定状況等を整理・分析し、各市町との意見交換を踏まえ、各圏域の課題及び今後の方向性についてまとめました。

1 圏域の課題 () 圏域名

- グループホームなど居住の場の確保 (宇都宮、県西、県東、県南、県北)
- サービスの確保 (県西、県東、県南、県北)
- 支援の質の向上 (宇都宮、両毛)
- 緊急時の受入体制の確保 (県南、県北)
- インフォーマルな支援の強化 (宇都宮、県西、両毛)

2 今後の方向性

- **相談支援体制の強化**
相談支援専門員の確保と質の向上を図っていく必要があります。また、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図っていく必要があります。
- **自立支援協議会の活用**
地域で不足するサービス等を具体的に分析し、データを示しながら事業者や関係機関に対して実施に向けた取組を促す必要があります。
- **広域的連携の強化**
圏域内の既存の社会資源を適切に組み合わせて活用することが重要になるため、県や各市町、サービス提供事業者は、地域の課題を圏域内で共有し、相互連携の強化により、効果的なサービスの提供を図っていく必要があります。